

ふじみ野市男女共同参画推進条例の仕組み

前 文

「だれもが自分らしく活躍するまちふじみ野」を目指し、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

目的(第 1 条)

定義(第 2 条)

基本理念 (第 3 条)

- ① 男女の人権の尊重
- ② 性別による差別的な取扱いの禁止
- ③ 能力を発揮する機会の確保
- ④ 社会における制度又は慣行についての配慮
- ⑤ 政策等の立案及び決定への共同参画
- ⑥ 家庭生活における活動と他の活動との両立
- ⑦ 男女の生涯にわたる健康の確保についての配慮
- ⑧ 国際的協調

市の責務(第 4 条)

市民の責務(第 5 条)

事業者の責務(第 6 条)

性別による権利侵害の禁止(第 7 条)

公衆に表示する情報に関する配慮(第 8 条)

基本的施策

●ふじみ野市
男女共同参画
推進審議会
(第 14～16 条)
チェック機能

市の施策(第 9 条)

- ・ 市民・事業者等が理解を深めるための普及啓発、学習機会等の支援
- ・ 学校教育等あらゆる分野の教育における必要な措置
- ・ 家庭生活及び社会活動両立のための支援
- ・ DV等の防止及び被害者の支援
- ・ 人材育成、登用及び活用における積極的是正措置
- ・ 情報収集及び研究

基本計画(第 10～11 条)

施策の推進体制の整備(第 12 条)

相談窓口(第 13 条)

●ふじみ野市
男女共同参画
苦情処理委員
(第 17 条)
チェック機能

男女共同参画社会の実現

※関係法 男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）